

別紙

【 避難指示区域内における特殊勤務手当等 】

避難指示区域内における特殊勤務手当及び作業時間の制約による労務費の割増については、以下のとおりとする。

労務費、直接人件費及び賃金については、本工事の契約期間中に帰還困難区域及び居住制限区域の再編、または「福島県職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 13 年 12 月 15 日人事委員会規則第 18 号）」の改正が行われた場合は、その改正内容により設計変更の対象とする。